

税理士業務におけるコロナ禍の支援活動報告 2020.10.12

税理士伊藤佳江

1. 日本税理士会連合会の活動 資料1
2. 特に税制建議による法改正要請 資料2
3. 会員の不祥事について 資料3
4. 税理士業務におけるコロナの影響
 - 1) 会務については概ねすべてオンライン
 - 2) 税務申告は電子申告の全面的適用
 - 3) 業務形態の変化による税理士法改正の必要性

新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援施策情報一覧

持続化給付金の申請に係る申立書の税理士確認

本会では、「持続化給付金」について、令和2年度第2次補正予算成立によりその支給対象が拡大された、①主たる収入を雑所得・給与所得の収入として計上している個人事業者（フリーランスの者）、②2020年に新規創業した事業者の申請に際し、税理士の確認を受けた申立書の提出が必要であるものの、経済的な理由等により税理士又は税理士法人に業務を委嘱することが困難な者に対して当該申立書の税理士確認依頼を受け付けています。

[日本税理士会連合会へのオンラインでの税理士確認依頼申請は令和2年8月31日をもって終了いたしました。](#)
[8月31日までに受け付けた申請は順次処理を行っています（回答には2～3週間いただいています）。](#)

[持続化給付金の申請に係る申立書への税理士確認依頼受付フォーム](#)

新型コロナウイルス感染症に係る会員相談室ご利用案内

本会では、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援施策や税務上の取扱に関する会員からの質問に対応するため電話による会員相談室を開室しています。

[新型コロナウイルス会員相談室（会員専用）](#)

新型コロナウイルス感染症に係る会員向け支援情報のご案内

持続化給付金等に関するFAQ等、新型コロナウイルス感染症に係る会員向け支援情報を掲載しております。

[新型コロナウイルス感染症に係る会員向け支援情報（会員専用）](#)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点による申告・納付等の期限延長について

今般、所得税、贈与税及び消費税等の申告・納付期限を4月16日まで延長する措置が講じられたことを高く評価いたします。

この大きな危機に直面する中において、納税者の方々にとって重要なことは、安心して適正に申告できる環境が整備されることであり、今般の措置は、その一助になるものと確信いたします。

現在、各地において新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、我々税理士は、税理士法第1条に規定する「納税義務の適正な実現を図る」との使命を全うすべく、細心の注意を払いながら業務に精励しておりますが、引き続き、無料税務相談などを通じて社会に貢献してまいります。

令和2年2月28日
日本税理士会連合会
会長 神津 信一

日経新聞に全面広告～確定申告期限延長を受け

日本税理士会連合会は、3月14日付の日本経済新聞朝刊に全面広告を掲載しました。当該広告は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として確定申告期限が延長されたことを受け、「税金でお困りのときは、お近くの税理士へ。」として、税理士が国民・納税者に寄り添って対応していくことをPRするものとなっています。



各種給付金や助成金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、各種の給付金や助成金があります。詳しくは以下のページをご覧ください。

経済産業省（国）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

中小企業基盤整備機構（地方）J-Net21 全国の協力金・助成金等

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje0000085bc.html>

東京都感染拡大防止協力金

東京都では、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（令和2年4月10日公表）における施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（休業等）の依頼に応じ、対象となる施設の休業等、全面的に協力する都内中小企業及び個人事業主に対して、「東京都感染拡大防止協力金」が支給されます。なお、本協力金は、税理士をはじめとする専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指すこと、また、専門家に依頼した場合には、その事前確認にかかる費用について、一定の基準により東京都が別に措置することとされています。

本協力金の申請に関する専門家の事前確認に係る手引き・費用の請求等については、会員専用ページに各種資料を掲載しています。

[東京都感染拡大防止協力金（会員専用）](#)

<関連情報>

東京都（協力金ポータルサイト）

[東京都感染拡大防止協力金のご案内](#)

東京都産業労働局

[「東京都感染拡大防止協力金」について](#)

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援施策に対する要望

[「新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援施策に対する要望書」（令和2年4月15日）](#)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議

[「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議」（令和2年6月11日）](#)

[サイトについて](#) [プライバシーポリシー](#) [個人情報の保護に関する方針](#)

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階 >> [">MAP](#)
Copyright © Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書

令和2年6月11日

日本税理士会連合会

新型コロナウイルス感染症の急速な広がりに伴い、我が国では4月16日に特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大された。また、諸外国を見渡しても一部の国を除いては一向に感染症の収束の気配が見受けられない。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による経済危機は、リーマンショックより深刻であるという見方があり、納税者を取り巻く社会や経済の状況が一変したといっても過言ではない。したがって、通常の税制改正建議書とは別に本建議書を作成し、一定の期間について特例措置の創設を要望する。

また、本建議書における地方税の減免・免除の措置については、地方税の減収額の一部又は全額について国費で補填することを検討すべきである。

I 納税の減免・免除及び期限の延長関係

1. 欠損金の取扱いの拡充

①中小法人等の青色欠損金の取扱いの拡充（法人税）

青色申告書を提出した中小法人等において、一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、欠損金の期間制限は撤廃すべきである。

②災害損失欠損金の範囲の拡充（法人税）

青色申告書を提出しなかった場合においても、一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、災害損失欠損金額（法法58①）とみなし、10年間の繰越控除を認めるべきである。

③中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充（法人税・地方税）

中小企業者等（青色・白色申告書の区分は問わない）において、一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、その欠損事業年度開始の日前3年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求できることとすべきである。

なお、この特定欠損金の繰戻しによる還付については、地方税の性格上、繰戻しによる還付制度がない法人事業税や法人住民税についても同様の措置を検討すべきである。

2. 純損失等の取扱いの拡充

①純損失の繰越控除の拡充（所得税）

確定申告書を提出する居住者（青色・白色申告書の区分は問わない）の一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）において生じた純損失の金額（**特定純損失の金額**）につい

ては、10年間の繰越控除を認めるべきである。

②純損失の繰戻還付制度の拡充（所得税・地方税）

確定申告書を提出する居住者（青色・白色申告書の区分は問わない）の一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）において生じた純損失の金額（**特定純損失の金額**）については、その特定純損失の金額を生じた年分前3年以内の年分のいずれかの年分に繰り戻して所得税額の還付を請求できるとすべきである。

なお、この特定純損失の繰戻しによる還付については、地方税の性格上、繰戻しによる還付制度がない個人事業税や個人住民税についても同様の措置を検討すべきである。

③業務用不動産の譲渡の取扱いについて（所得税）

確定申告書を提出する居住者（青色・白色申告書の区分は問わない）について、一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）に生じた業務用不動産に係る譲渡損失があるときには、これを他の各種所得の金額から控除（損益通算）することを認めるべきである。

また、上記の期間に生じた業務用不動産に係る譲渡所得があるときには、その譲渡所得の金額からその年分及びその年分前3年以内の各年分において生じた純損失の金額を控除することを認めるべきである。

3. 法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額の減免・免除（地方税）

一定期間（例えば令和2年2月1日から令和4年1月31日までの2年間）に開始する事業年度の法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額について、一定期間（例えば令和2年2月から同年10月までの任意の3ヶ月間）の売上高が前年の同期間と比べ30%以上50%未満減少している場合には2分の1、50%以上減少している場合には全額免除などの措置を検討すべきである。

令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高	均等割額
30%以上50%未満減少	2分の1免除
50%以上減少	全額免除

4. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長（相続税・贈与税）

特例承継計画の提出期限及び相続・贈与の実行期限を、それぞれ令和10年3月末日及び令和14年12月末日まで5年間延長すべきである。

II 法令等の解釈に関する事項

5. 役員給与の改定（法人税）

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が著しく悪化し減額改定を行った場合には、「業績悪化改訂事由」による改定に該当するとして取り扱われることになる。この場合、新型コロナウイルス感染症が収束してその後業績が回復したとしても、次の定時株主総会までは増額改訂できないと考えられる。

一方で「臨時改訂事由」による改定は、役員が病気となり当初予定していた職務の執行が一

部できない状態となった場合の一部減額改定と、その後退院等により当初予定していた職務の執行が可能となった場合の増額改定は、いずれも「臨時改訂事由」による改定に該当するとしている。

緊急事態宣言が全都道府県に出されたことに伴い、営業自粛や外出自粛などにより役員の職務の執行が一部できない場合も想定される。したがって、これらの事由による役員給与の改定は、「臨時改訂事由」による改定に該当することとすべきである（法法 34①、法令 69①）。

Ⅲ 企業再建等を支援するための措置

6. 中小企業経営強化税制（C類型）の適用要件の緩和

在宅勤務やテレワークの環境整備を推進する中小企業者等を支援するため、テレワーク等のための一定の設備投資をした場合には、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除（中小企業経営強化税制）をすることができる。

しかし、対象となる設備は、例えば工具、器具及び備品については取得価額が30万円以上のものなど「一定の規模以上のもの」とされている。在宅勤務やテレワークの推進は急務であり、テレワーク等のための一定の設備投資については、「一定の規模以上のもの」という要件は撤廃し、少額の資産についても即時償却又は税額控除を認めるべきである。

7. 債権放棄が行われた場合の取扱い

①債権放棄をした債権者の取扱い

一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した取引先等の再建に資するため、その取引先等に対する金銭債権の全部又は一部を放棄し、その放棄について一定の経済合理性が認められる場合には、債権者集会等の協議を経ない場合であってもその放棄した金額はその事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する特例を創設すべきである。

②債務免除を受けた債務者の取扱い

上記①により債務免除を受けた債務者については、法人税法第59条第2項の適用を受けることができる特例を創設すべきである。

[ホーム](#) > [お知らせ](#) > [会長動向](#) > [持続化給付金等の適正な支援について（会長コメント）](#)

持続化給付金等の適正な支援について（会長コメント）

2020年9月11日 お知らせ

先般、持続化給付金の申請において、事業実績のない人々に対して税理士が不正受給を指南していた疑いがあるとして、捜査当局から事情聴取を受けているとの報道がありました。

事実関係の詳細を把握しておりませんが、給付金の不正受給は犯罪行為であり、税理士にはその未然防止の役割も期待されているところ、税理士自らが不正受給に加担することは言語道断であります。

多くの税理士が持続化給付金、家賃支援給付金等の適正な申請のサポートに尽力するなかにあつて、当該税理士の行為は、税理士及び税理士制度に対する社会的信用を著しく損なうものであり、極めて遺憾であります。

本会では、各税理士に対して改めて法令遵守を強く要請するとともに、研修及び広報等を通じ適正な業務の遂行を指導してまいります。

また、これら給付金等の手続に要する税理士の確認等は税理士制度に対する社会的信用を基礎としたものであることに鑑み、国及び地方公共団体と連携して、国民・納税者の皆様の信頼に応えていく所存です。

日本税理士会連合会
会長 神津 信一

関連情報

[経済産業省ホームページ](#)

[持続化給付金の不正受給は犯罪です!!](#)

お知らせ

[2020年](#)

[2019年](#)

[2018年](#)

[2017年](#)

[2016年](#)

[2016年1月以前の納税者向けのお知らせ](#)

[2016年1月以前の税理士向けのお知らせ](#)

税理士を探す